

モンゴルの鉱業関連法概要 2014年

北京事務所

はじめに

モンゴルはアジア北東部に位置し、ロシアと中国の間に挟まれており、広大な国土（日本の4倍）を持つ国家である。1989年に65年間続いた旧ソ連の衛星国から脱却し、民主化、市場経済化を進め、現在に至っている。民主化後、既に約20年が経過している。1990年代前半は急速な市場経済化の混乱から、国民経済、国民生活に非常に困難な時期を迎えたが、当時の日本政府が困っていた時に支援してくれたとして、日本に対しては、極めて親日的である。

民主化以降、民主党と人民党の2大政党制が続いている。現在の大統領は民主党のTs.エルベグドルジ大統領（2期目）、首相は民主党のCh.サイハンビルグ首相の体制（民主党と人民党の連立政府）になっている。

経済面では、鉱物資源の輸出をエンジンにしている同国の最大鉱山プロジェクトであるOyu Tolgoi銅鉱山（Rio Tintoとモンゴル政府）への投資協定締結（2009年10月）により急騰した外国投資、豪州の洪水及び中国の経済成長による石炭価格高騰が重複し、2011年にはGDPの成長率は17%にまで達した。外国投資拡大化、鉱物資源価格の高騰を踏まえ、世界経済アナリスト、モンゴルの政治家はモンゴルの経済成長は10年間に渡り二桁成長すると予測した。

そのため、モンゴルの社会で外国投資に厳しい立場、ポピュリズムが強くなり、これを受けて政治家たちは2012年の国会選挙の前に“戦略的なセクターにおける外資調整法”（2012年5月17日）、鉱物資源法の改正「追加ロイヤルティ」（2011年12月23日）、新規探鉱権付与禁止法「Ts.エルベグドルジ大統領から国会へ提出」（2011年6月3日）を制定した。

世界経済の低迷、中国の経済成長鈍化により鉱物資源価格が低下する直前に制定された上記の法律、Oyu Tolgoi坑内掘銅鉱山への投資停止（モンゴル政府とRio Tintoが合意できないため）、Tavan Tolgoi石炭鉱山問題（最終的に判断されない国際入札、継続する鉄道問題）などの諸問題により外国投資が急減し2014年に前年比較し4.5倍、2011年に比較し9.3倍（Oyu Tolgoiプロジェクトの露天掘銅鉱山への投資が完了したことも大きな影響を及ぼした）まで減少した。外国投資の減少、主な輸出物の価格低下による国際収支赤字、外貨レートの高騰、外資準備額の低下は、モンゴル国にとって切迫した問題になっている。

政策や法的環境の悪化は、経済低迷の要因の一つであることを認識したモンゴルの政治家は“鉱業関連法”、“投資法”、“戦略的なセクターにおける外資調整法”などを改善し、投資環境を緩和しているところである。

先に締結されたモンゴルと日本との経済連携協定（EPA）、Oyu Tolgoi銅鉱山の銅精鉱輸入が実現したこと及び長期輸入の見込みができたこと、Tavan Tolgoi石炭鉱山国際入札に日本企業が参加したコンソーシアムが落札したこと、Arevaのウランプロジェクトへ出資したことは、両国の鉱業分野における協力関係の拡大傾向を意味する。

今後、長期に渡る鉱業プロジェクトを企画・実行する場合、モンゴルの鉱業関連法、投資環境を把握していくことが重要と見受けられる。

本報告は、北京事務所がモンゴルのコンサルタントBlue Ridge社の協力を得て調査実施したモンゴルの鉱業関連法概要について、まとめたものである。本報告が、モンゴルで探鉱開発に携わる関係各位の参考になれば幸甚である。

1. モンゴル鉱物資源法

ウランバートル、政府宮殿
2006年7月8日

1-1 概要、基本理念

鉱物資源法は1997年に最初に制定され、当時は、商業鉱山活動を行う上で健全な基礎が築かれており、探鉱、採掘、所有に亘り透明、安全かつ譲渡可能な権利のシステムがつくられた。これが2001年以降の鉱物探鉱、採掘のブームを引き起こし、多くの探鉱ライセンスが発行された。この探鉱ブームの結果、南ゴビ地域でOyu Tolgoi銅鉱山、Tavan Tologoi石炭鉱山の巨大鉱山を含む主要鉱山の発見につながった。

しかし、2006年になるとモンゴル国会は鉱物資源法を改正し、従来、進歩的であった幾つかの基本方針を変更した。重要な点は以下のとおり。

- (1) 金および銅鉱石に関する超過利潤税(68%)を導入した。
- (2) 戦略重要鉱床に関し、国家の参画比率を著しく増やした。
- (3) 戦略重要鉱床の出資分の少なくとも10%をモンゴル証券市場に上場することを要求した。

2006年の鉱物資源法改正は商業鉱山開発に対する、魅力を後退にさせた。2007年には鉱物資源価格の急騰から、モンゴル国会は、2006年の鉱物資源法をさらに改定して、政府の参画をさらに高めようとの動きが出た。鉱物資源政策にかかる鉱物資源法の改正が、政争の具となったこともあり、国際鉱物資源投資家は、モンゴルにおけるソブリンリスク上の懸念を感じ、大手企業ではモンゴルから撤退するところも出てきた。

そのため、悪名高かった超過利潤税は2011年1月1日より廃止されることに決定した。2010年11月25日、超過利潤税の代わり追加ロイヤルティは鉱物資源に盛り込まれた。追加ロイヤルティの目的は輸出されている鉱産物に5%の定率ロイヤルティを納付する以外、鉱物資源の国際市場価値が高ければ高い税金を取る、安ければ安い税金を取るためである。もう一つの目的は鉱物資源を国内で加工させることを法律にて調整することである。鉱物資源の加工水準が上がるほど、納付する追加ロイヤルティのパーセントは低くなるように制定された。

こうした政策は、2013年から減少している外国投資、GDP成長鈍化を改善させるための投資環境緩和・改善へと繋がり、戦略重要鉱床(2006年の鉱業法改正)に関する条件は2015年2月18日に改正された。

モンゴルは豊富な地下資源に恵まれているがインフラ用の資金、技術、鉱山開発の資金、技術を海外に仰がねばならない。政府の鉱物資源開発にかかる外資

政策と資源ナショナリズムとの調和をどう図っていくかがモンゴル政府に課せられた今後の課題である。

1-2 法律の及ぶ範囲

鉱物資源法は、放射性鉱物、水、石油、天然ガス、普通鉱物資源を除くすべての鉱物資源の探鉱、開発に適用される。地表および地中の鉱物資源は国家資産である。国家は所有者として探鉱権、採掘権を付与できる。ただし、規模が小さいため採掘が機械化できない鉱山はマイクロ鉱山規定で調整される。¹

鉱床は3つに分類されている。①戦略重要鉱床、②普通鉱物資源鉱床、③通常鉱床に分かれる。①は規模の点で、国家の安全、国家および地域レベルの経済、社会発展上、潜在的インパクトがあるもの、または、所与の年に関し、GDPの5%以上を生産またはその潜在性があるものを言う。②一般鉱床は建設資材として使用される豊富な鉱床、鉱石を言う。③通常鉱床は上記①、②以外の鉱床を言う。

戦略重要鉱床については、鉱床の国家所有に関する規定がある。戦略重要鉱床における国家のシェアは、鉱床の採掘にかかる協定で決定される。探鉱段階で確認埋蔵量を決定するために国家資金が使用された場合は、国家は50%まで参加できる。確認埋蔵量の決定が政府予算以外の資金で決定された場合、国家は、戦略重要鉱床のライセンス保持者による投資に関し、持分比率34%まで所有できる。いずれも国家の持分比率は国家の投資額を考慮して、鉱床の採掘協定締結時に決定される。戦略的重要鉱床の採掘ライセンス保持者は株式の10%以上をモンゴル証券取引所で取引しなければならない。

地質調査および鉱業部門の開発政策を決定し、政府による探鉱、採掘法規の執行を監督、戦略的重要鉱床の承認、政府の持分を決定するのは、モンゴル国会である。

岩石サンプリング、航空調査、地質、鉱物資源情報の評価等の調査活動は、法人でかつ、探鉱権、採掘権のある地域であれば、ライセンスなしで行うことができる。ただし、地主、占有者、使用者の許可が必要、かつ、下層土を攪乱することは不可。

鉱業権保持および探鉱、採掘活動の一般要件は、モンゴル法人で納税者に与えられる。ライセンス期間を通じて、この要件を満たす必要がある。一つのライセンスは1社に与えられる。地主および占有者はその土地から産出する一般鉱物については、私用および非商業利用に供することができる。

1-3 鉱物資源の所有

鉱物資源はモンゴル国家の所有物である。政府は所有者として鉱物資源の探鉱権、採掘権を与える。国

¹ 2010年7月1日改正

家資金により開発された鉱床の国家シェアは鉱床の採掘にかかる協定で決定される。

戦略重要鉱床における国家のシェアは、鉱床の採掘にかかる協定で決定される。探鉱段階で確認埋蔵量を決定するために国家資金が使用された場合は、政府は50%まで参加できる。確認埋蔵量の決定が政府予算以外の資金で決定された場合、政府は、戦略重要鉱床の鉱業権所有者による投資に関し、持分比率34%まで所有できる。

ただし、政府が所有するシェアを鉱床の採掘にかかる協定により、シェア（34%または50%）の変わりに特別なロイヤルティをとることができる²。

戦略的重要鉱床の採掘権所有者は株式の10%以上をモンゴル証券取引所で取引しなければならない。

1-4 鉱区の保留、及び鉱物資源探鉱、探査、採掘事業の制限・禁止地域

1-4-1 鉱区の保留

探鉱権及び採掘権で与えられた鉱区を次に挙げた目的において政府の決定により保留することができる。

- 鉱業権の登録を整える。
- 鉱業権所有者の間で出た論争を解決する。
- 国家予算資金で地質学的調査を行い、鉱物資源を探査、採掘する。

ただし保留した鉱区が以下の条件で解放された場合、以前その鉱区で探鉱権及び採掘権を所有していた相手にその鉱区を継続して所有する優先権が行使される。

- 政府がその鉱区を期間より早く解放する決定を出した。
- 鉱区を保留に取る期間が終わった。
- この法律の13.1.1-13.1.3に示した理由がなくなり解放された。

1-4-2 鉱物資源探鉱、探査、採掘事業の制限・禁止地域

中央政府、県政府がある区を特別利用（自然保護、放牧地など）で取ることができる。探鉱権、採掘権が全てのあるいは部分的に特別利用地に取られ鉱業権所有者が探鉱、採掘できなくなったら、その規定を出した機関は鉱業権所有者に補償を1年以内に支払

わなければならない³。1年以内に補償を支払わなかった場合、鉱業権所有者が事業を続けることができる。

1-5 鉱業権

モンゴル国領域において、法人は鉱業権なしに概略調査を行うことができる。ただし調査を行う区、その位置、自身の名前、住所を政府管理または地方行政機関に予め登録する必要がある⁴。

概略調査の過程で地下を傷つけることは禁じられており、調査を行う区を通過する際にはその区の所有者・利用者から許可を得なければならない。

概略調査を除くその他全ての地質調査においては、鉱業権を取得した場合にのみ実施できる。

1-5-1 探鉱権

探鉱権は先願主義（競争入札を除く）で与えられる。申請は特定様式により、鉱物資源庁に提出する。所定の付属書類が必要。政府機関は、申請の登録後、平日20日以内に決定を行う。探鉱権を付与しようとする場合、政府機関は、県知事または都知事に書面連絡を行う。県知事または都知事は、連絡受領後、30日以内に地域が属するソム（郡）または区の住民代表会議と事前協議の上、政府機関の連絡に対応する。対応がない場合は承認されたものと見做す。県知事または都知事が決定を支持する場合は、探鉱権付与の決定を行い、申請者に対し、初年度の探鉱権料の支払いを行うよう通知する。政府機関は、探鉱権料支払い後3日以内に3年間の探鉱権を発行する。探鉱権の付与後、直ちに、政府機関は、環境省、探鉱権が属する県の知事、ソム（郡）または区の長、国家検査庁に通知し、かつ、日刊紙に公告を行う。

国家資金を使った地質調査の結果、鉱物資源を有すると判断された地域に関する探鉱権は競争入札で付与される。

1通の探鉱権で与えられる探鉱区の広さは最低で25ha以上、最大で15万ha以下である⁵。1法人へ与えられる鉱区数は制限されない。

本法56条記載の事由により、ライセンスが剥奪された場合は、政府機関は入札により探鉱権を再発行する。入札申請者は専門スタッフの技術等が評価され、最高の評価を受けたものが探鉱権を供与される。入札

² 2015年2月18日改正

戦略重要鉱床に所有する政府シェアー（34%または50%）を採掘権所有者に譲渡することに双方が合意すれば採掘権所有者が政府から決定された特別なロイヤルティ（戦略重要鉱床の採掘権所有者が支払う5.0（石炭の場合は2.5%）%のロイヤルティ+追加料金と別途に）を支払う。特別なロイヤルティは鉱床の特徴により決定されるが5%を超えない。

³ 2014年7月1日改正

⁴ 2014年7月1日改正

⁵ 2014年7月1日改正

参加者がいない場合は、先願主義で探鉱権が付与される。

探鉱権を受けたものは、探鉱地域について、将来、その一部もしくは全部について、排他的に採掘権を受けることができる。探鉱権を譲渡または辞退できる権利を有する。2度にわたり3年間の探鉱権延長が可能である。いずれも本法の規定に従い行われる必要がある。

1-5-2 採掘権

探鉱権保持者のみが、当該鉱区の採掘権を申請できる。探鉱権が期限切れとなった場合、または、探鉱権保持者が採掘権申請に失敗した場合は、当該鉱区の採掘権は入札により付与される。採掘権の申請は、所定の様式による。付属書類として、以下が必要。

- モンゴル法人で、かつ、納税義務をはたしていることを証する書類
- 鉱区図
- サービス手数料の支払い証明
- 探鉱作業の結果についての鉱物資源協議会の議事録および政府機関の決定
- 探鉱計画中の環境保護に関する完全義務履行の証明、環境に対する影響評価

政府機関は、申請受領後、申請を登録し、登録受領書を申請者に交付する。申請受領後、平日20日以内に、所与の要件を満たしていないとして書面により拒絶するか、採掘権を付与するかを決定する。採掘権の付与を受けた申請者は、初年度の探鉱権手数料を所定の期間内に支払うことを要する。これを怠った場合、政府機関は、申請登録簿から申請を除去し、それを申請者に通知し、登録簿に記載する。

政府機関は、探鉱権料の支払い後、営業日3日以内に、採掘権を発行する。採掘権の期間は30年である。採掘権発行後営業日7日以内に、政府機関は、環境省、政府税・歳入当局、鉱区の属する県、ソム（郡）、区の長、国家検査機関に通知し、採掘権の付与を公告する。

国家予算により実施された探鉱鉱区で埋蔵が決定された鉱区に関する採掘権は、入札により付与される。採掘権者は、本法の規定に従い、採掘権の一部または全部を譲渡または辞退することができる。採掘権は各回20年まで、2度、延長できる。

1-6 鉱業権の維持条件

鉱業権所有者は本法の規定による条件、要求事項を遵守する必要がある。

(1) 鉱業権料

• 探鉱権

1ha当たり初年度が145トウグルク（TG）、2年目が290TG、3年目が435TG、4年目から6年目までが450TG（毎年）、7年目から9年目までが2,175TG（毎年）、10目から12年目までが7,250TG⁶。

• 採掘権

1ha当たりは21,750TGである。石灰石、石炭、国内で消費される鉱物資源については、1ha当たりは7,250TGである⁷。

(2) 最低探鉱費およびその証明

探鉱権保持者は、毎年、ライセンス地域につき、1ha当たり、以下の金額以上の費用を調査、探鉱作業に費やさなければならない。

- 1年目 0.1US\$
- 2年目 0.2US\$
- 3年目 0.3US\$
- 4-6年目 1.0US\$
- 7-9年目 1.5US\$
- 10-12年目 5.0US\$⁸

探鉱費用にかかる支出は、年間探鉱作業の報告および財務諸表により政府機関が確認する。必要な場合、政府機関が現地実査を行うことが出来る。

1-7 鉱業権所有者の義務

鉱業権所有者は以下の書類を現地で保存していなければならない。

- 鉱業権の写し
- 自然環境保護計画書
- 政府機関の承認を得た事業計画
- 鉱物販売契約の写し
- 土地、水の利用契約

鉱業権所有者は事業に必要される商品、仕事、サービスを購入する、下請を選手する際にモンゴル国の登録済された納税者、企業に優先権を与える。如何なる要因で採掘事業、選鉱事業、精錬事業を停止させる場合、鉱物資源庁（MRAM）へ報告する⁹。

採掘した、選鉱した、精錬した製品を販売する場合、モンゴル国領域で生産を行っている企業へ優先順に市場価格で提供する¹⁰。

⁶ 2015年1月23日改正

⁷ 2015年1月23日改正

⁸ 2014年7月1日改正

⁹ 2014年7月1日改正

¹⁰ 2014年7月1日改正

1-8 環境保護

(1) 探鉱権所有者の環境保護義務

探鉱権所有者は、ライセンス受領後、30日以内に、環境検査庁、探鉱権地域のソム（郡）長、区長と協議して、環境保護計画を作成する。探鉱活動から生じる環境被害の影響を年間の環境保護計画報告書に記載し、ソム（郡）または区の長および環境検査庁に報告する。

同報告では、環境保護のために取られた施策、新探鉱機械、技術の使用および環境に対する悪影響を回避するための環境保護計画の改訂提案を含むものとする。改定計画はソム（郡）または区長の承認を要する。環境保護の責任を確実にするため、探鉱権所有者は、特定年度の環境保護予算の50%をソム（郡）または区の長が開設する特別勘定に預託しなければならない。

(2) 採掘権所有者の環境保護義務

採掘権所有者は、採掘権獲得前に環境影響評価と環境保護計画を用意しなければならない。環境影響評価は提案される鉱業活動から生じる健康、環境への悪影響を特定し、その回避措置および悪影響を最小化する措置を含むものとする。環境保護計画は採掘活動が環境に最小の負荷をあたえる方法でなされることを確実にする措置を含まねばならない。計画は、大気、水、人間、動物、植物を採掘活動の悪影響から保護する回避的、包括的措置を特定するものとする。環境保護計画は、他に、下記を含まねばならない。

- 有害物質の貯蔵・管理
- 地表水、地下水の保護、利用、管理
- 選鉱廃滓の堰の建設、採掘地域の安全確保
- 埋め立て措置
- 採掘作業の形態に応じたその他適切な措置

環境影響評価と環境保護計画を環境を分掌する省に提出しなければならない。鉱業権所有者は、環境影響評価と環境保護計画の承認後、直ちに、その書類のコピーを県およびソム（郡）または区の長、地方の環境検査庁に提出しなければならない。採掘活動の拡張から生じる環境被害の影響を年間の環境保護計画報告書に記載し、ソム（郡）または区の長および環境検査庁に報告する。同報告では、環境保護のために取られた施策、新探鉱機械、技術の使用および環境に対する悪影響を回避するための環境影響評価と環境保護計画の改訂提案を含むものとする。改定計画はソム（郡）または区長の承認を要する。環境保護の責任を確実にするため、採掘権所有者は、特定年度の環境保護予算の50%を環境担当の政府の省が開設する特別勘定に預託しなければならない。

環境を担当する政府の省は、環境影響評価および環境保護計画およびそれらの改定計画の受領後、30日以内に内容を審査し、鉱業権所有者に決定を通知する。

1-9 地方行政機関との関係

鉱業権は、地方行政機関と協力して、鉱山の開発および雇用の創造に関し、環境保護、採掘、インフラ開発の課題について、協定を締結するものとする。鉱業権所有者は、このために地方行政機関と協力して公聴会を組織する。国民は鉱業権所有者の活動を公的に監視するための代表者を選出する。

1-10 雇用要件

鉱業権所有者はモンゴル国民を雇用する義務がある。被雇用者の10%は外国人であってもよい。外国人がこの制限を越える場合、1名、1か月につき、最低賃金の10倍をソム（郡）または区に納付しなければならない。

1-11 健康および安全基準の確保

鉱業権所有者は適用される法および規則に従い、ソム（郡）または区の住民の労働衛生・安全確保に努めなければならない。

1-12 閉山条件

鉱業権所有者は閉山に先立ち、専門検査庁の規則に従い、準備措置を採らなければならない。鉱業権所有者は、少なくとも閉山の1年前に、専門検査庁に、全部または一部、閉山の旨、正式書簡により通知するとともに、以下の措置を実行する。

- 公共目的のため、鉱山地域の安全利用および環境の回復を確保するため、必要なすべての措置を採る。
- 鉱山が公共利用のため危険である場合は、予防措置を採る。
- 地方行政局または専門検査庁の許可ある場合を除き、採掘地域から、すべての機械、設備、その他の資産を除去する。
- 採掘権所有者は、採掘活動により生じた危険または潜在的危険区域を示す適当なスケールの詳細地図を作成する。
- 危険または潜在的危険区域は、現場の見えるところに所要の警告、標識を設置する。地図は、専門検査庁および地方の長に提出するものとする。

1-13 宝石および貴金属の登録と販売

採掘権所有者により抽出されたすべての宝石および貴金属は国家分析検査庁で分析、登録される。宝石および貴金属の分析、登録の規則およびそれに従う鉱物および宝石のリストは、政府により承認される。

モンゴルバンク（中央銀行）は宝石および貴金属を購入する場合、国際市場価格を支払う。採掘権所有者は、モンゴルバンク経由で、宝石および抽出された貴金属を輸出できる。

400g以上の金塊、またはそれ以下でも独特の形態

をしたもの、または稀なカラーおよび形態をした宝石は、特別価格でモンゴルバンクの国庫基金に売却されなければならない。

1-14 ロイヤルティ

採掘権所有者は鉱区で販売したあるいは販売するために輸送されたまたは使用した全ての価格を計算しロイヤルティを国家に支払う¹¹。

輸出製品については、定期的に公表される国際市場価格¹²または認められた国際貿易慣行により決定された製品または類似製品の平均月額。

国内市場で販売または使用された製品については、特定または同種の製品にかかる国内市場価格に基づく価額。国際または国内市場で販売された製品で、市場価格を決定することが困難な場合は、製品の販売から生じる利益に基づく価額。

ロイヤルティ料は、国内で販売される石炭および鉱物については販売価額の2.5%、鉱物資源法の47.5

に示された追加料金（追加ロイヤルティ）は0%に等しい¹³。

その製品の市場価格の上昇に関係してこの鉱業法の47.3.2に示された2.5%にプラス追加料金を計算しロイヤルティを割り当てる（即ち国際市場価格が高くなるほどロイヤルティが高くなるが加工水準が高くなればロイヤルティ割合が低くなる）。追加ロイヤルティ料率の割合は以下の通り¹⁴。

戦略重要鉱床に所有する政府シェア（34%または50%）を採掘権所有者に譲渡することに双方が合意すれば採掘権所有者が政府から決定された特別ロイヤルティ（戦略重要鉱床の採掘権所有者が支払う5.0%（石炭の場合は2.5%）のロイヤルティ+追加料金と別途に）を支払う。特別ロイヤルティは鉱床の特徴により決定されるが5%を超えない。¹⁵

表：追加ロイヤルティ料率

No.	製品の種類	計測単位	基準評価にする製品	市場価格水準 /US\$/	製品の加工水準に基づいた基準割合に追加割り当てした割合 (%)		
					鉱石	精鉱	製品
1	銅	t	銅 /メタル換算/	0-5,000まで	0.00	0.00	0.00
				5,000-6,000まで	22.0	11.0	1.00
				6,000-7,000まで	24.0	12.0	2.00
				7,000-8,000まで	26.0	13.0	3.00
				8,000-9,000まで	28.0	14.0	4.00
				9,000以上	30.0	15.0	5.00
2	金	oz	金 /純金/	0-900まで	-	-	0.00
				900-1,000まで	-	-	1.00
				1,000-1,100まで	-	-	2.00
				1,100-1,200まで	-	-	3.00
				1,200-1,300まで	-	-	4.00
				1,300以上	-	-	5.00
3	亜鉛	t	亜鉛 /メタル換算/	0-1,500まで	0.00	0.00	0.00
				1,500-2,000まで	1.00	0.80	0.40
				2,000-2,500まで	2.00	1.60	0.80
				2,500-3,000まで	3.00	2.40	1.20
				3,000-3,500まで	4.00	3.20	1.60
				3,500以上	5.00	4.00	2.00

¹¹ 2011年12月23日改正

¹² 鉱業省のウェブサイト：<http://www.mm.gov.mn/>

¹³ 2011年12月23日改正

¹⁴ 2010年11月25日改正

¹⁵ 2015年2月18日改正

No.	製品の種類	計測単位	基準評価にする製品	市場価格水準 /US\$/	製品の加工水準に基づいた 基準割合に追加割り当てした割合 (%)		
					鉱石	精鉱	製品
4	モリブデン	t	モリブデン	0-35,000まで	0.00	0.00	0.00
				35,000-40,000まで	1.00	0.80	0.50
				40,000-45,000まで	2.00	1.60	1.00
				45,000-50,000まで	3.00	2.40	1.50
				50,000-55,000まで	4.00	3.20	2.00
				55,000以上	5.00	4.00	2.50
5	鉄	t	鉄鉱石	0-60まで	0.00	0.00	0.00
				60-70まで	1.00	0.70	0.40
				70-80まで	2.00	1.40	0.80
				80-90まで	3.00	2.10	1.20
				90-100まで	4.00	2.80	1.60
				100以上	5.00	3.50	2.00
6	タングステン	t	タングステン精鉱	0-25,000まで	0.00	0.00	-
				25,000-30,000まで	1.00	0.80	-
				30,000-35,000まで	2.00	1.60	-
				35,000-40,000まで	3.00	2.40	-
				40,000-45,000まで	4.00	3.20	-
				45,000以上	5.00	4.00	-
7	蛍石メタル用	t	蛍石、蛍石精鉱	0-80まで	0.00	0.00	-
				80-90まで	1.00	0.90	-
				90-100まで	2.00	1.80	-
				100-110まで	3.00	2.70	-
				110-120まで	4.00	3.60	-
				120以上	5.00	4.50	-
8	蛍石化学用 (精鉱)	t	蛍石化学用 (精鉱)	0-200まで	-	0.00	-
				200-230まで	-	0.70	-
				230-260まで	-	1.40	-
				260-290まで	-	2.10	-
				290-320まで	-	2.80	-
				320以上	-	3.50	-
9	錫	t	錫 /メタル換算/	0-17,000まで	0.00	0.00	0.00
				17,000-18,000まで	1.00	0.80	0.50
				18,000-19,000まで	2.00	1.60	1.00
				19,000-20,000まで	3.00	2.40	1.50
				20,000-21,000まで	4.00	3.20	2.00
				21,000以上	5.00	4.00	2.50
10	鉛	t	鉛 /メタル換算/	0-1,500まで	0.00	0.00	0.00
				1,500-1,800まで	1.00	0.80	0.40
				1,800-2,100まで	2.00	1.60	0.80
				2,100-2,400まで	3.00	2.40	1.20
				2,400-2,700まで	4.00	3.20	1.60
				2,700以上	5.00	4.00	2.00
11	生炭	t	石炭	0-25まで	0.00	-	-
				25-50まで	1.00	-	-
				50-75まで	2.00	-	-
				75-100まで	3.00	-	-
				100-125まで	4.00	-	-
				125以上	5.00	-	-

No.	製品の種類	計測単位	基準評価にする製品	市場価格水準 /US\$/	製品の加工水準に基づいた基準割合に追加割り当てした割合 (%)		
					鉱石	精鉱	製品
12	精炭 (ドライ及び選炭された)	t	石炭	0-100まで	-	0.00	-
				100-130まで	-	1.00	-
				130-160まで	-	1.50	-
				160-190まで	-	2.00	-
				190-210まで	-	2.50	-
				210以上	-	3.00	-
13	最終製品 (セミコークス、コークス、ガス、液体燃料、石炭-化学製品)	t	コークス	0-160まで	-	-	0.00
				160-190まで	-	-	0.50
				190-210まで	-	-	1.00
				210-240まで	-	-	1.50
				240-270まで	-	-	2.00
				270以上	-	-	2.50
14	銀	oz	銀 /メタル換算/	0-25まで	-	-	0.00
				25-30まで	-	-	1.00
				30-35まで	-	-	2.00
				35-40まで	-	-	3.00
				40-45まで	-	-	4.00
				45以上	-	-	5.00
15	マグネシウム	t	マグネシウム精鉱	0-100まで	0.00	0.00	-
				100-120まで	1.00	0.90	-
				120-140まで	2.00	1.80	-
				140-160まで	3.00	2.70	-
				160-180まで	4.00	3.60	-
				180以上	5.00	4.50	-
16	アルミニウム	t	アルミニウム /メタル換算/	0-2300まで	0.00	0.00	0.00
				2,300-2,600まで	1.00	0.90	0.50
				2,600-2,900まで	2.00	1.80	1.00
				2,900-3,200まで	3.00	2.70	1.50
				3,200-3,500まで	4.00	3.60	2.00
				3,500以上	5.00	4.50	2.50
17	レアアース	kg	レアアース 酸化物	0-10まで	0.00	0.00	-
				10-20まで	1.00	0.90	-
				20-30まで	2.00	1.80	-
				30-40まで	3.00	2.70	-
				40-50まで	4.00	3.60	-
				50以上	5.00	4.50	-
18	リン	t	リン精鉱	0-70まで	0.00	0.00	0.00
				70-90まで	1.00	0.90	0.50
				90-110まで	2.00	1.80	1.00
				110-130まで	3.00	2.70	1.50
				130-150まで	4.00	3.60	2.00
				150以上	5.00	4.50	2.50
19	沸石	t	沸石	0-200まで	0.00	0.00	-
				200-250まで	1.00	0.90	-
				250-300まで	2.00	1.80	-
				300-350まで	3.00	2.70	-
				350-400まで	4.00	3.60	-
				400以上	5.00	4.50	-

No.	製品の種類	計測単位	基準評価にする製品	市場価格水準 /US\$/	製品の加工水準に基づいた基準割合に追加割り当てした割合 (%)		
					鉱石	精鉱	製品
20	鉍脈石英	t	石英	0-30まで	0.00	0.00	-
				30-40まで	1.00	0.90	
				40-50まで	2.00	1.80	
				50-60まで	3.00	2.70	
				60-70まで	4.00	3.60	
				70以上	5.00	4.50	
21	岩塩	kg	塩	0-40まで	0.00	0.00	-
				40-50まで	1.00	0.90	
				50-60まで	2.00	1.80	
				60-70まで	3.00	2.70	
				70-80まで	4.00	3.60	
				80以上	5.00	4.50	
22	硝酸カリウム	t	硝酸カリウム	0-140まで	0.00	0.00	-
				140-150まで	1.00	0.90	
				150-160まで	2.00	1.80	
				160-170まで	3.00	2.70	
				170-180まで	4.00	3.60	
				180以上	5.00	4.50	
23	石膏	t	石膏	0-9まで	0.00	-	-
				9-11まで	1.00		
				11-13まで	2.00		
				13-15まで	3.00		
				15-17まで	4.00		
				17以上	5.00		

探鉱権所有者は、探鉱から生じた鉱物の形態および品質を専門検査庁に登録しなければならないが、その後、販売した場合は、採掘権所有者と同様、ロイヤルティを支払わなければならない。

採掘権所有者は採掘、販売、船積み、使用された製品の量、全販売価額、評価ベースを示す四半期報告を専門検査庁に提出する。報告は所定の様式によるものとし、公証人の公証を受ける。政府は、輸出製品の販売価額を計算するため、商品取引所価格のリストを公表する。

投資法のとおり税金固定証明書を取得した納税者の場合、当該証明書に指定された割合でロイヤルティを支払う¹⁶（投資法を参照）。

1-14-1 金ロイヤルティ

モンゴル中央銀行の外貨準備額、金ストックを支援する目的でモンゴル国会が2014年1月24日に10%の金ロイヤルティをモンゴル中央銀行、そこから権利を与えられた銀行へ販売する場合、2.5%（追加ロイ

ヤルティは無し）のみのロイヤルティを支払う項を鉱業法に追加した。同項は2014年1月24日から2019年1月1日まで有効である。

1-15 情報およびレポートの提出

鉱業権所有者は、下記の情報、レポートを正確に準備し、専門検査庁および政府機関に提出する。

- 探鉱活動計画：探鉱ライセンス取得後30日以内、次回から探鉱活動計画を4月15日以内に¹⁷
- 所定の様式による年間探鉱活動報告、翌年の2月15日以内に前年の探査・探鉱活動の詳細報告¹⁸
- 安全に関する年次報告－毎年1月20日以内に¹⁹
- 環境保護計画実施報告

探鉱権所有者は所定の様式により、政府機関に埋蔵量レポート、探査・探鉱結果報告、採掘権所有者は、政府機関に対し、以下の情報、レポートを提出する。

¹⁶ 2014年10月3日改正

¹⁷ 2014年7月1日改正

¹⁸ 2014年7月1日改正

¹⁹ 2014年7月1日改正

- 採掘権取得後、60日以内に鉱床の開発に関するFSレポート
- 毎年9月までに、所定様式により、翌年の生産見込み
- 翌年の2月15日までに、所定の様式による活動計画年次計画、認定済み採掘作業の基礎指標、採掘・地質図

1-16 鉱業権の譲渡

採掘権所有者は、適格者に採掘権を譲渡することができる。ただし、探査・探鉱にかかる原資料とレポートが売却されていることと、法と規則に基づく税金が支払われている証拠を要する。

採掘権所有者は、採掘権を譲渡することができる。機械、設備、および書類が売却されていること、および法、規則に従い、税金が支払われている証拠が必要。

鉱業権の譲渡には、所定の様式により、所定の付属書類を添付した申請が必要。

1-17 鉱業権を抵当にする

鉱業権所有者はプロジェクトの操業・融資確保のために、銀行またはノンバンク金融機関に鉱業権の質権設定を行うことが出来る。質権設定は探鉱作業結果、地質情報、FSレポート、法により質権設定が許容された資産とともに行われる。鉱業権所有者は質権設定証書を鉱業権証明書、申請書とともに政府機関に提出する。政府機関は質権設定を登録し鉱業権証明書を質権設定者に返還する。

1-18 鉱業権の終了、返却、取り消し

1-18-1 鉱業権の終了

鉱業権は以下の根拠で終了される。

- 鉱業権の有効期間が終了した
- 鉱業権所有者が鉱物資源法の第54条に従い鉱業権で与えられた鉱区を完全に返却した
- 行政機関が鉱業権を取り消した

ただし、鉱業権が終了しても当該鉱業権所有者は自然環境保護、復旧、閉山に関する義務から解放されない。鉱業権が終了した後、行政機関（鉱物資源庁-MRAM）当該鉱区で鉱業権を競争入札条件で新規に与える。

1-18-2 鉱業権の返却

鉱業権所有者は自身の希望で鉱業権で与えられた探鉱区・採掘区のある部分または完全に返却できる。鉱業権を返却する際、請願書を行政機関から批准した形式に従い行政機関へ提出し、その鉱区の証明書と共

に送る。ただし、鉱業権所有者は鉱区のある部分を返却した後2年間にその鉱区で再度鉱業権を申請する請願書を提出できない。

1-18-3 鉱業権の取り消し

行政機関は以下の条件で鉱業権を取り消すことができる。

- 鉱業権所有者がモンゴル法人ではなくなった。
- 鉱業権料金を当該鉱業権が発行された日から30日以内に支払っていない²⁰。
- 鉱物資源法の13.1.3に伴い保留及び特別利用に取られた、あるいは当該鉱区で鉱物資源の探鉱、採掘を法律で禁じられ賠償金を鉱業権所有者に完全に支払った。
- その年に費した探鉱事業経費が鉱物資源法の第33条に示した探鉱事業経費最低額より少なかった。
- 自然環境問題を管轄する行政機関から鉱業権所有者が自然環境復旧義務を十分実現しなかったという議論を出した。
- 探鉱区に文化遺産があることが定められた。

- 鉱業権所有者は鉱業権を取り消した決定を承諾しない場合は裁判所に不平を申し立てることができる。鉱業権所有者は不平を申し立てた場合、裁判所の決定が出るまで当該鉱区で新規に鉱業権を与えない。
- 裁判所から鉱業権を取り消した決定を無効にした裁判の決定が有効になった日から始まり、鉱業権の期間を継続して計算される。

1-19 法律違反者に負わせる責任

鉱業権無しで鉱物資源の探査、採掘、販売した場合に得た収入、生産した製品を没収し罰金を課す。レポート、計画、採掘事業報告書を定められた期間内に提出していない、あるいは虚偽の情報、報告書を提出した場合に罰金を課す。採掘した鉱物資源を隠した、虚偽の契約を結んだ、あるいは根拠のない低価格で販売した場合に罰金をとると共に鉱物資源の量及び採掘価格の差を計算し国家収入に賠償される。

- 鉱業事業に薬品を使用する際に法律、安全事業規則、技術を遵守していないため人間の健康、自然環境、家畜、生物に被害をもたらした場合に鉱業権が取り消され、20年間再度鉱業権が与えられない。

²⁰ 2014年7月1日改正

2. 水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱物資源探査、探鉱、採掘禁止法（非公式な法名は Long Name Law）

ウランバートル、政府宮殿
2006年7月8日

2-1 概要、基本理念

1991年から実施された“金プロジェクト”²¹により活発化した砂金採掘、地球温暖化などにより水源地、地表水、森林地帯が破壊された（資源ナショナリズムの影響も強い）ため、Long Name Lawが2009年7月16日に制定された。自然保護の面でよい法律になったが、法律の対象エリアで既に与えられた鉱区の所有者への損害、損害を解決する面では不適な法律になったと言われてきた。

法律の対象エリアで与えられた鉱区の所有者に、補償金を与える規律を2010年11月17日に政府が議決した。同規律でLong Name Lawにより鉱区所有者の損害（鉱区の一部または全てが取り消されたため経費されたコストが損害になった場合）を政府が負担することになった。しかし、Long Name Lawにより取り消される鉱区の境が詳細に確定されていなかった²²、補償金を支払う余裕が政府にないため、Long Name Lawが施行されなかった²³。

Long Name Lawが制定されたため、909の探鉱権（全探鉱権の44%）、427の採掘権（全採掘権の34%）の所有者達は、同法の対象になった鉱区または鉱区の一部で鉱山事業を実施できなくなり、鉱業への外国投資が6.6%、金セクターからの歳入が20%低下した。また、123tの金が採掘できない状況になった²⁴。

そのため2013年9月10日にD.Gankhuyag 鉱業大臣が、Long Name Lawを施行する規則改正案を国会へ提出し、2015年2月18日に制定され、政府も鉱区所有者も損害を受けない、既に確定された資源も開発されると共に自然環境も保護される形が整備された。

即ち水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱業権を持っている企業が、自然環境復旧費用を前もって政府から指定された口座へ振り込み、鉱業事業を続ける意欲を2015年7月18日までに公式に示した場合（請願書を提出する必要がある）、当該鉱区で探鉱、

採掘を実施できる。

ただし、水源地、地表水の保護エリア、森林地帯で新規の探鉱権は与えられないことになった。

2-2 法律の目的

水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱物資源探査、探鉱、採掘を禁止する、当該エリアでの自然環境復旧を調整する。

2-3 同法律の用語

- “水源地”とは地表水が誕生する高山地帯、水系の上流を示す
- “森林地帯”とは木、低木及び関連する植物、生物が共に生息する地帯、その地帯が拡大するエリアを示す²⁵
- “地表水の保護エリア”とは湖、池、河川、小川、沼、氷河の保護エリアを示す²⁶

2-4 鉱物資源の探鉱、採掘の禁止

- 水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱物資源探査、探鉱、採掘を禁止する。ただし、戦略的な鉱床を除く²⁷。
- 水源地、地表水の保護エリア、森林地帯の境を政府が指定する
- 水源地、地表水の保護エリア、森林地帯で探鉱権、採掘権を与えない
- 鉱物資源法の56.1.3に示されたとおりに鉱業権が取り消される（水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱業権は取り消される）際に鉱業権所有者に賠償金を支払う。賠償金に関する規律を政府が定める。

2-5 自然環境復旧

- 本レポートの2-4に示されたとおりに鉱業権が取り消された後も、鉱業権所有者は自然環境を復旧する義務から解放されない。
- 自然環境復旧を2年以内実施する。

2-6 法律違反者に負わせる責任

水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱物資源探査、探鉱、採掘禁止法をに違反した者に、刑法及びその他の法律に従い責任を負わせる。

²¹ 民間の金探鉱、金採掘を支援する政府プロジェクト

²² 2012年6月5日に環境・観光省がLong Name Lawの対象エリアを確定済み

²³ 対象になった鉱業権は取り消されなかった

²⁴ <http://www.mm.gov.mn/news/view/177> モンゴル鉱業省のデータ

²⁵ 森法の3.1.2

²⁶ 水法の3.1.4

²⁷ 鉱物資源法の4.1.12. “戦略的な鉱床”とは国家安全保障、国家経済、社会発展に影響する、あるいは年にモンゴル国国内総生産の50%以上にあたる程度の製品を生産している、または生産可能性のある鉱床をいう。

2-7 “水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での 鉱物資源探査、探鉱、採掘禁止法”の規則改正

“水源地、地表水の保護エリア、森林地帯での鉱物資源探査、探鉱、採掘禁止法”が制定されたため、政府は鉱業権所有者達に高額の賠償金を支払う、鉱業生産が減少するリスクに直面したため、水源地、地表水の保護エリア、森林地帯で鉱業権を既に持っている会社が探鉱、採掘を実施したければ自然環境復旧費を

100%特別な口座へ前もって振り込み、自然環境復旧に関する契約を政府と締結（規則が制定された2月18日から5ヶ月以内に締結しなければ、鉱業権が取り消される／賠償金は無し）すれば鉱山事業を実施できる。

- 政府が自然環境復旧に監査を置く。
- 新規の探鉱権を水源地、地表水の保護エリア、森林地帯で与えない。

3. モンゴル地下法

ウランバートル、政府宮殿
1988年11月29日

3-1 概要、基本理念、地下法概要

“地下法”は地表の下に存在するスペース、物質/岩盤、鉱物、開発された施設、装置/の関係を調整する。

“地下法”は1988年（社会主義時代）に制定され、1994年に改正された比較的古い法律と言える。そのため、同法より安全作業法、鉱物資源法、原子力法、鉱物資源法をよく確認していくことは重要と思われる。

鉱物資源法の基本は地下法と認識してもよいであろう。ただし、鉱物資源の探鉱、採掘は“鉱物資源法”で調整される²⁸。また、地下で開発される施設、装置などの関係は“地下法”で調整される。そのため、本レポートで鉱業、地下で開発される施設、装置に関する部分に重点をおいて取りまとめられた。

3-2 地下利用者、地下利用目的、地下利用料金

地下をモンゴル国の法人、機関、国民が利用できる。ただし、モンゴル国の法律に従って地下を外国人、外国人に利用させることができる。

地下を下記の目的で利用できる。

- 地質調査
- 鉱物資源の採掘
- 鉱物資源の採掘以外の目的で、地下で施設を開発する、石油・ガス・その他の物質を保管する、廃棄物の最終処理施設、排水処理施設を開発する地下を利用する場合、規則のとおり許可を得る。地下を利用する場合、利用料金を行政機関へ支払う。料金は関連する法律でそれぞれ調整される。

3-3 地質調査、鉱物資源採掘の目的で地下を与える

地質調査を実施する目的で地下利用権を付与することを鉱物資源省庁が管轄する。採掘ライセンスに基づいて鉱物資源の採掘目的で地下を与える。

- 地質調査
- 鉱物資源の採掘
- 鉱物資源の採掘以外の目的で、地下で施設を開発する、石油・ガス・その他の物質を保管する、廃棄物の最終処理施設、排水処理施設を開発する²⁹、その他の目的で地下で施設を開発する許可を当該行政区の知事³⁰が与える

人々の健康、自然環境、家畜、生物に深刻な被害をもたらす物質を処理する目的で地下を利用する問題を政府が管轄する。政府が認可すれば当該県の知事へ通知する。最終処理を実施した機関・法人が最終処理を実施したことを自然・環境省に登録させる。

法人、機関、国民は販売以外の目的で普通鉱物資源、地下水（鉱業ライセンスは不要）を利用できる。ただし、ソム（郡）、地区の知事・区長から許可を得なければならない。

3-4 地下を利用する期間

地下を以下の2条件で与えることが可能（鉱業ライセンスの場合は別途）。

- 無期限（無期限でリースする）
- 期限付（有効期間は30年間、1回の延長は20年まで可能）

3-5 地下利用者の基本権利、義務、地下利用権利が終了する条件、規則

地下利用者の基本権利、義務

地下利用者は行政機関から与えられた目的で地下を利用する義務・権利を持つ

地下利用者は以下の要求を満たす義務を負う

- 地質調査を実施する場合、完璧な地質調査を実施する、鉱物資源を採掘する場合、効率的で総括的に採掘する
- 地下を利用する場合、労働者及び人々の安全を確保する
- 地下を利用する場合、自然環境、人々、家畜、その他の施設を完全に保護する、特別保護地、遺跡・遺物の保護を確保する
- 地下利用過程で破壊された土地のリスクを無くし、利用できるまで復旧させ、許可を取得した行政機関へ譲渡する
- 地下利用過程で発見された貴金属、宝石及び遺跡、遺物を政府へ譲渡する
- 土地利用者、土地所有者の利用権、所有権及びその他の権利を侵害しない。侵害した場合、発生した損害を自己資産で補償する

地下利用権利が終了する条件

以下の条件が発生した場合、地下利用権利が終了する

- 地下利用する必要がなくなった
- 有効期間が終了した
- 地下利用企業・機関が撤退した

²⁸ 地下法の10.2

²⁹ 特別な条件、要求を満たしていること

³⁰ 都、県レベルの施設を開発する場合、都及び当該県の知事、ソム（郡）、区レベルの施設を開発する場合、当該ソム（郡）及び区の知事・区長が開発許可を与える。

- 人体に悪影響が出た

以下の条件が発生した場合、地下利用権を取り消すことが可能

- 地下利用権を取得してから3年間利用しなかった
- 地下を与えられた目的以外の目的で利用した
- 本レポートの3-5の“地下利用者の義務”を遂行しなかった

鉱業ライセンスで地下利用権を与えた場合、鉱業ライセンスを付与した行政機関が鉱業権を無効にする方法で地下利用権を終了させる。

3-6 地下地質調査、地価地質調査における基本要

地下地質調査を実施している法人、機関は以下の要求を満たす。

- 鉱物資源を採掘する目的で、地下で施設を開発する場合、水文地質・技術的な条件及びその他の条件を完璧に調査する
- 鉱物の品位を効率的に確定し、埋蔵量、採掘する技術を正しく選定しF/Sを作成する
- 鉱山、ボーリングコアが人々、家畜、生物に被害をもたらさないことを確保する、探鉱目的で地下を掘ったトレンチ、井戸を埋めて村、地区の知事に引き渡す

3-7 地下施設の設計図作成

鉱物資源の採掘を除く目的で開発される地下施設の場合、以下の要求を満たす。

- プロジェクトエリアの地質構造、当該地域の包括的な開発計画と結んで設計図を作成する
- 設計図の作成を開始する前に役所、鉱物資源省及びその他の行政機関と合意する。

鉱物資源の採掘する目的で開発される地下施設の場合、以下の要求を満たす。

- 鉱物資源を効率的に採掘できる技術を選定し最適な場所で開発する
- 採掘目的で出された土壌を保管する
- 不要な岩石、廃棄物を登録し保管する
- 鉱物資源を採掘する施設を開発する場合、地下エリアの地質確認調査を実施し、地質及び地下測量のデータベースを作成する
- 人々の安全を確保する、地下及び自然環境、その他の施設の安全を確保する

鉱物資源を加工するプラント、鉱物資源の採掘を除く目的で地下施設を開発する場合、以下の要求を満たす。

- 採掘された鉱物資源の有用鉱物を効率的に選鉱できる技術を利用する。
- 廃棄物に含まれる有用鉱物をあくまで利用する

- 有用鉱物を含む廃棄物を登録し、保護する
- 鉱物資源の採掘を除く目的で地下施設を開発する場合、本レポートの3-5に示された要求を満たす

本レポートの3-7に示された要求を満たしていない図面によって地下施設を建設する、拡張する、開発することは禁止される

3-8 地下を鉱物資源の採掘目的で利用する

地下を鉱物資源の採掘目的で利用する場合、以下の要求を満たす。

- 主鉱物及び副鉱物の有用な部分を効率的で包括的に採掘する技術を利用する
- 廃棄物、汚染における基準を満たす、高品位のみの鉱石を目的に採掘しない
- 採掘プロセス中に実施される地質調査、測量を包括的に実施しデータベースを作成する
- 埋蔵量の状況・変化、廃棄物の登録を実施する
- 採掘中に副産物として採掘されたが、利用されない鉱物及び有用物を含む廃棄物を登録する、保管する
- 労働者、人々の安全を確保する、地下、自然環境、施設を保護するリスクマネジメント計画書を作成し、実施する。閉山を効率的に実施し、その後も利用できるように復旧する

鉱物資源を加工する場合、以下の要求を満たす。

- 鉱物の有用な部分を効率的で包括的に選鉱する技術を利用する
- 選鉱水準、量を登録し監査を置く
- 鉱物の成分、品質を調査し選鉱技術を改善させる
- 選鉱過程で発生した廃棄物を利用する

3-9 地下の安全作業

鉱物資源を採掘する、鉱物資源の採掘以外の目的で地下で施設を開発する、拡張する、地質調査を実施する、地下を利用する作業を実施する場合、人々の安全を確保する、労働者の生命、健康を保護する要求を満たす。

地下を利用する企業、機関は安全ルール、安全基準を確保する義務を最高責任者が負う。安全ルール、安全基準に監査を置く責任者を派遣する。

地下利用中に以下の要求を満たす

- 安全ルール、基準を労働者に周知させ、守らせる。
- 事故を予防する、事故を解決する対策を計画する、実施する
- 労働者の生命に危険が迫った場合、作業を停止し、安全な場所へ避難させ、非常事態を通常事態

にする対策を早期に実施する

- 安全ルール、基準を満たした機械、道具、安全服を提供し、利用させる。
- 発射火薬、ターミネーターを登録し、保管し、安全に利用する
- 鉱山内の空気成分を改善させる、鉱山作業の技術、機械を改善させる、現場事故予防対策を示したルールを改善させていく
- 現場空気成分、ガス、気温が安全作業及び健康基準を満たしていなければ鉱山作業を実施してはいけない
- 鉱山作業の現場監督、発射火薬作業を免許保有者のみが実施する

3-10 地下の保護

モンゴル国の地下は国から保護される。地下の保護要求は以下のとおり

- 地質調査を包括的に実施する
 - 地下の利用権を付与するルールを遵守する、許可無しで利用させない
 - 鉱物資源の開発により発生しうる被害から地下を保護する
 - 降水、火事及び鉱物品質に悪影響を与えるリスクを予防する
 - 地下の倉庫利用（石油、ガス、その他）、最終処理により地下が汚染することを予防する
- 上記に違反した場合、鉱物資源省、その他の行政機関（権利を保有）は法律に示された条件のとおり地下の利用を制限する、停止する

自然環境の保護

- 地下利用者は自然環境を保護する義務を負う。地下を利用に関する図面、設計図の確認、自然環境アセスメントの認可を専門機関から受領する。

- 自然環境アセスメントを踏まえて自然環境に与える悪影響を解決する、鉱区で発生した穴（井戸・トレンチなど）を整備し、土壌を復旧させる
- 復旧作業を実施する担保資金を役所の口座へ振り込む（詳細を鉱物資源法から参照）

鉱物資源が存在する土地での施設開発

- プロジェクトエリアに鉱物資源が存在しないことを証明する鉱物資源庁との議論なしでタウン、プラント、施設の設計図を作成、建設することは禁止。
- 普通鉱物資源以外の鉱物資源が存在する土地で施設を開発する、地下施設を鉱物資源の採掘を除く目的で開発する許可を鉱物資源庁が与える（特別な状況が発生した時のみ）。ただし、鉱物資源を採掘できる環境を確保する。
- 普通鉱物資源が存在する土地で施設、地下施設を開発する場合、許可を役所が与える。

科学、歴史、文化の遺産が存在する地下の保護

- 特別鉱物、構造、古生物学、科学、歴史、文化の遺産が存在する地下を国が保護する。同保護エリアで地下作業を実施することは禁止
- 地下の利用過程で特別鉱物、構造、古生物学、科学、歴史、文化の遺産が発見されれば作業を停止し行政機関を報告する義務を負う

3-11 法律違反者に負わせる責任

地下を政府が所有する。同所有権を違反した取引は無効とみなされる。

地下法に違反し、犯罪責任を負わなかった場合は権利がある国家検察官が違反した犯罪者側に3,000TGから250,000TGの罰金を課す。